

議案第 75 号

生駒市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成 18 年 12 月 13 日

生駒市長 山下 真

生駒市手数料条例の一部を改正する条例

生駒市手数料条例（平成 12 年 3 月生駒市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 15 の項中「第 11 条第 1 項」を「第 11 条の 2 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。